

第63回中小企業団体全国大会

決 議

全国中小企業団体中央会
愛知県中小企業団体中央会

本決議は、平成23年11月17日（木）、中小企業団体の代表約3,000名の参加を得て、愛知県「名古屋国際会議場」において開催いたしました「第63回中小企業団体全国大会」で決定したものです。

第63回中小企業団体全国大会決議項目

～組合の **絆** を活かして～

3月11日に発生した「東日本大震災」は、広く東日本各地に未曾有の大被害をもたらした。震災から8カ月が経過したが、沿岸部はいまだ復旧の初期段階に止まっており、内陸部においても、震災の復興需要が弱く、地域経済の自律的な回復には至っていない。

福島県においては、東京電力福島第一原子力発電所の事故が収束せず、福島はもとより周辺地域への被害が今なお拡大しており、復旧のスタートラインにさえも立つことができない状況にある。

我が国経済は、震災後の落ち込みから回復する基調にあるものの、急激な円高や資材・部品価格の高止まりが追い打ちをかけ、震災後の国内需要の牽引を期待された輸出関連産業に大きな打撃を与え、我が国のものづくり基盤そのものを大きく揺るがしている。

急激な円高に加え、国際的に高い法人税率、労働規制、環境制約、経済連携協定の遅れ、電力供給の制約という「6重苦」によって、日本から海外への企業移転が加速化するなど我が国産業は、空洞化の危機に直面している。

被災地をはじめとする全国各地の中小企業は、事業の再生、事業の存続に向けて懸命の努力を続けている。政府は、一刻も早く、震災の本格復興と景気回復を実現し、「中小企業憲章」の基本理念にある「経済や暮らしを支える中小企業」が思う存分に力を発揮できるよう、下記の要望事項について、その政策の連動性を十分確保し、総合的に施策が実施されることを強く求める。

記

I. 東日本大震災からの復旧・復興の加速化

1. 津波・地震被害対策、被災中小企業・組合等の復旧支援の拡充
(3ページ参照)
2. 東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束 (6ページ参照)

Ⅱ. 円高・空洞化対策と国内立地企業への支援の強化

1. 円高・産業空洞化対策の迅速な実施（9 ページ参照）
2. 組合等連携組織対策の強化、中央会への支援の強化
（12 ページ参照）
3. 公正な競争環境の整備、官公需対策の強化（15 ページ参照）
4. 万全な資金繰り対策の継続及び中小企業金融機能の拡充
（18 ページ参照）
5. 国内産業を活性化させる中小企業関係税制の拡充（21 ページ参照）
6. 社会保障制度の見直し（26 ページ参照）
7. 中小企業の実態を踏まえた労働・教育対策の推進（28 ページ参照）
8. 商店街等及び中小小売商業の活性化支援の拡充（33 ページ参照）
9. 中小流通業・サービス業振興対策の強化（35 ページ参照）

I. 東日本大震災からの復旧・復興の加速化

1. 津波・地震被害対策、被災中小企業・組合の復旧支援の拡充

【要望事項】

1. 「中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金（組合施設等補助、グループ補助）」については、震災復旧・復興に取り組む被災組合やグループの立場に立って、手続きの簡素化など柔軟で迅速な運用を行うとともに十分な予算措置を講じること。
2. 仮設事務所、仮設工場、仮設店舗の施設整備に係る予算を十分に確保し、設置後の本格的事業化に向けて組成される組合等連携組織に対する支援を行うこと。〈後掲事例1〉
3. 被災地の産業基盤の再生と雇用創出につながる水産加工団地組合、造船団地組合、ものづくり団地組合、新エネルギー等研究開発組合等の設立に向けた支援体制の整備を行うこと。〈後掲事例2〉
4. 風評被害等の二次的被害への対応枠の拡充など万全な資金繰り対策及び新規リースを含めた二重債務の負担軽減策を早急に講じること。
5. 被災離職者の就職を支援し、被災地中小企業の人材確保を図ること。
6. 復興需要については官公需適格組合等地元中小企業に優先発注すること。〈後掲事例3、事例4〉
7. 中小企業団体中央会に対する被災組合等の支援に必要な予算を十分確保すること。

【背景・理由】

1. 「中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金（組合施設等補助、グループ補助）」の柔軟な財政支援の実施

甚大な被害を受けた組合や中小企業等グループは、十分な活動ができないことに加え、施設の復旧に向けた自己資金の調達など新たな負担が増えている。また、土地利用等の方針の提示が遅れ、市町村の復興計画の策定が進んでいないところもあること等から、来年度予算においても十分な財政措置を講じるべきである。

なお、早期震災復興の立場に立ち、申請書類の簡素化を図るとともに、補助金の認定及び実施について、柔軟かつ迅速な対応をするべきである。

2. 組合等連携組織に対する支援の強化等

既存組合の復旧に対する支援に加えて、復興を担う新設組合への支援も重要である。大震災被災地における仮設店舗等は、各自治体との協議の元に着工が進んでいるが、引き続き十分な予算を確保するとともに、仮設期間が2年間であるため、本格的事業化のために組成される組合等連携組織に対する支援を行う必要がある。

3. ものづくり団地組合等の設立に向けた支援体制の整備

地域経済を立て直していくためには地場産業の再生が必要である。東北地方の基幹産業である水産業を再生するためには、漁業と加工・物流までの一体的な施設を集団化した水産加工団地、最新のドックを併設する造船団地、居住地区の働く場となるものづくり団地、再生可能エネルギーや先端医療等の技術研究開発団地等の設立に向けた支援が必要である。これらの組合等の設立には、地域づくりの観点が重要となることから、広域診断等高度化診断を担う人材育成など支援体制の整備を図る必要がある。

4. 資金繰り対策の拡充及び二重債務負担の軽減

資金繰り対策は、今後の復興需要や二次的被害への対応を見据え、万全な資金繰り対策を図る必要がある。また、早急に再起の意欲ある事業者が、震災前と同様に事業を営めるよう、リース債務を含む債権買取の早期実施、事業再開から経営状況が回復するまでの一定期間の新規リース料の減免など二重債務負担の軽減措置を講じる必要がある。

5. 被災離職者の就職支援と被災地中小企業の人材確保

地元への就職希望が多い中、離職者の再就職が進んでいない現状を踏まえると、被災離職者の就職支援をさらに強化し、被災地で事業を再開する中小企業の人材確保を図る必要がある。

6. 官公需適格組合等地元中小企業への優先発注等

震災時において、電気工事、水道工事、石油製品販売等の官公需適格組合等は、自治体との防災協定により、献身的な復旧支援活動を行った。しかるに、国等が調達する物資を責任を持って提供できる官公需適格組合は、防災用の予備在庫等の負担を抱えながら低価格競争に巻き込まれ、官公需契約が受注できない状況にある。復興需要については、災害による市場変化を十分踏まえて積算した適正価格を設定し、官公需適格組合等地元中小企業に優先発注すべきである。

7. 被災地支援を行う中小企業団体中央会の予算の拡大

震災の復旧・復興に伴い、中小企業団体中央会に新たな支援業務が増えている。国は、交付金を活用するなどによって中央会が取り組む災害復旧・復興支援について必要となる予算を十分確保すべきである。

2. 東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束

【要望事項】

1. 東京電力福島第一原子力発電所の事故の早期収束を図ること。
2. 早期に徹底的な放射性物質の除染対策を行うこと。
3. 情報の公開を徹底し、買い控えや風評被害をこれ以上拡大させないこと。
4. 中小企業の立場に立って原子力損害賠償を速やかに行うこと。

【背景・理由】

1. 原発事故の早期収束

国は、福島県民が東京電力福島第一原子力発電所の事故による困難を乗り越え、将来に向けて希望を持つことができるよう、一刻も早く事故の収束を図るべきである。

2. 除染対策の徹底

国は、原発事故の早期収束と最終的な安全宣言に向けて、全力を傾注してあらゆる支援をする必要がある。特に、大気・水・土壌・農地・森林などの放射性物質の除染及び汚染されたがれきや土壌などの最終処分などについては、具体的な方針を示し、迅速かつ着実に進め、福島の実地・安心を早急に取り戻すべきである。さらに、除染については、ロードマップを作成し、国の責任のもとに着実に実行するべきである。

3. 買い控え、風評被害の拡大防止

原発事故の長期化は、直接的な避難等を余儀なくされた地域だけでなく、風評によりその影響は全国そして海外まで及んでおり、福島県下及び周辺地域等の中小企業の存続を脅かしている。

放射能汚染を敬遠する買い控えの拡大や観光業等に対する風評被害に関し、国、県は正確な情報を国内外にきめ細かく発信し続け、風評被害がこれ以上広がらないよう十分な検査体制を敷き、安全性を担保しつつ風評の払しょくに努める必要がある。

4. 原子力損害賠償の早期支払いの実施

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う賠償については、原子力損害賠償支援機構法の成立、避難対象区域内の事業者への支払実施（仮払いを含む）等徐々に開始されている。

しかし、観光業における風評被害をはじめ、間接被害に対しては、補償の対象になることについては決定されたものの、実際に支払いが行われるまでには相当の時間を要している。

原発事故の直接被害のみならず風評、間接被害に苦しむ中小企業の立場に立って、早期に十分な補償金を支払うべきである。

組合を活用した復興事例

<事例 1>

津波で壊滅的な被害を受けた岩手県宮古市田老地区では、グリーンピア三陸みやこ敷地内に中小企業基盤整備機構が整備した仮設店舗に入居する商店主が集まり、「たろちゃん協同組合」を設立した（8月19日設立登記）。大型テント2張りの仮設店舗（たろちゃんテント）を核として小売店等25店舗が組織化し、岩手県中小企業団体中央会等関係機関のサポートを得ながら設立された。

また、大船渡市では、地場産業である農林漁業の復旧に従事する12名が集い、「林農海支援事業まほろば企業組合」を設立した。造林・育林、農産物の栽培・販売、農作業の受託、水産物の採取・販売を実施している（9月22日認可）。

<事例 2>

宮城県の南三陸町では、宮城県中小企業団体中央会等の支援により、水産加工業者10社が「南三陸冷凍水産物協同組合」を設立した。津波による激甚な被害で各事業所とも冷凍倉庫等の9割以上を失ったが、冷蔵庫を設置して、共同保管事業を実施。製氷機を設備して、氷の販売も実施している。

<事例 3>

各地自治体と防災協定を締結している石油商業組合では、自家発電、手回しポンプ、貯水設備を導入している。また、災害時の帰宅困難者への支援、緊急車両への優先・安定供給等を行っている。

<事例 4>

福島県中小企業団体中央会では、放射性物質の除去事業者（建設業者、産業廃棄物処理業者、ビルメンテナンス業者等）による「福島県放射性物質除去協同組合」の設立支援を行った（9月13日設立登記）。放射性物質の測定業務を共同受注し、県下の放射性物質の除去に取り組む。

Ⅱ. 円高・空洞化対策と国内立地企業への支援の強化

1. 円高・産業空洞化対策の迅速な実施

【要望事項】

1. 国内生産拠点向け設備投資への支援等を大幅に強化すること。
2. 円高の影響を受けた中小企業に対して、資金繰り対策、IT活用等による新たな販路開拓の支援、円高を利用した原材料備蓄や海外展開等の支援を強化すること。
3. 原子力発電の安全性と地元住民の理解を前提に、適切な点検を終えた原子力発電については再稼働に取り組み、電力の安定供給と電気料金の抑制を図ること。
4. サプライチェーンを担うものづくり中小企業等に対して、新技術・新商品開発、人材育成・確保、BCP策定等に対する支援を拡充すること。
5. クラウド・コンピューティングの活用をはじめ中小企業のIT化を強力に支援すること。
6. 自家発電・新エネ・省エネ機器の導入等に対する支援を拡充すること。
7. 中小企業の活性化が図られるよう、FTA、EPAやTPPなどの経済連携を推進すること。
8. 行き過ぎた円高を是正するため、為替介入などのあらゆる手段を講じること。

【背景・理由】

1. 国内生産拠点向け設備投資への支援

円高の進展等により、大企業の生産拠点の海外移転は加速化し、中小企業の受注量が少なくなるなど国内産業の空洞化が進行している。このため、大企業や中小企業等の投資を国内につなぎ止めるための立地補助金を大幅に拡充すべきである。

また、研究開発拠点や高付加価値の製造拠点などの海外からの投資を促す支援も併せて講じる必要がある。

2. 円高の影響を受けた中小企業への支援

円高に苦しむ中小企業の資金繰りを支援するため、公的融資や信用保証を拡

充する必要がある。また、中小企業のIT等を活用した海外市場の新規開拓の支援を行う必要がある。さらに、円高メリットを利用した海外販売拠点の設置、高騰している原材料価格の安定化に向けた備蓄等、海外展開を行う中小企業の資本力強化、現地での運転資金の資金繰り支援を推進するべきである。

3. 電力の安定供給と適正価格の確保

原子力発電所の事故をきっかけに、点検に入った原子力発電所の再稼働が困難になっている。日本は国内産業の空洞化の瀬戸際にあるが、電力の安定供給と適正価格を確保しないと、企業の海外流出がさらに深刻化していくことから、適切な点検を終えた原子力発電所は、地元住民の理解のもと再稼働する必要がある。

また、国は、早急に今後の我が国のエネルギー・環境政策のあり方と税を含めた負担の全体像を明確に示し、長期的には、太陽光、風力、バイオマスなどの再生可能エネルギー等の技術開発を通じて原子力発電への依存度を低下させる必要がある。

4. ものづくり中小企業への支援

国内のものづくり中小企業は、サプライチェーンを担う要である。国内ものづくり産業の維持・強化を図り、産業の空洞化を防ぐため、ものづくり中小企業が行う新技術や新商品開発、次世代への技能伝承等の人材育成・確保、災害時の記録や相互委託生産を推進するBCP（事業継続計画）の策定などに対する支援を強化する必要がある。とりわけ小規模事業者の活性化に向けた支援を強化すべきである。

5. IT化支援

ITは中小企業の生産性向上や経営の高度化を図るために有効であるが、その利活用において中小企業と大企業との格差は拡大している。中小企業のIT化を促進するためには、クラウド・コンピューティングの活用をはじめ、ハード（情報機器導入資金補助等）とソフト（情報システム担当者等人材育成やシステム開発支援等）の両面にわたって強力的に支援する必要がある。

6. 省エネ・新エネ機器導入等の支援

安定的に電力を確保するため、中小企業が行う自家発電・蓄電池、省エネ機器への設備投資、設備工事等の人材養成などに対する支援を強化する必要がある。また、再生可能エネルギーを利用した発電設備の導入の支援を行う必要がある。

7. 経済連携の推進

韓国をはじめとして、海外との経済連携戦略を進めている国の企業は、輸出競争力を高めており、日本企業は国際市場で不利な立場となっている。我が国中小企業が海外への販路開拓を行うための環境をつくるため、需要の拡大が見込まれるアジア諸国や新興国、EUなどの大市場国との間の「自由貿易協定」(FTA)、「経済連携協定」(EPA)を推進する必要がある。

また、環太平洋地域内の貿易自由化を図る経済連携協定である「環太平洋パートナーシップ協定」(TPP)への参加が遅れることによって、大企業の海外移転が進み、産業の空洞化が加速するおそれがあるので、諸課題の解決に努めつつ、中小企業にとって意義のあるTPPへの参加に向けた検討を加速する必要がある。

8. 円高の是正

円相場は10月21日のニューヨーク外国為替市場で、1ドル75円78銭に急騰し、8月19日に付けた75円95銭の戦後最高値を約2カ月ぶりに更新し、さらに、10月31日のオセアニア外国為替市場で一時75円32銭の戦後最高値となるなど、歴史的な円高が続いている。

政府・日銀は、国内外で政策協調を推進し、行き過ぎた円高を是正するため、為替介入や金融緩和の強化などのあらゆる手段を迅速かつ強固に講じる必要がある。

2. 組合等連携組織対策の強化、中央会への支援の強化

【要望事項】

1. 異分野の組合同士の連携による新たな市場開拓や技術開発への取組みに対する支援を強化すること。
2. 産地組合・ものづくり組合等中小企業組合における海外の市場・販路開拓に対する支援を強化すること。
3. ものづくり中小企業が取り組む人材育成・確保対策を推進すること。
4. 農商工連携等に関する人材育成への支援を強化すること。
5. 企業組合による働く場の創出に対する支援を強化すること。
6. 地域中小企業の若手人材確保・定着支援を拡充すること。
7. 国及び都道府県は、中小企業団体中央会が中小企業等協同組合法に規定する各種事業を円滑に実施できるよう十分な予算措置を講じること。

【背景・理由】

1. 異分野の組合同士による新たな取組みへの支援の強化

中小企業の新事業開発、新技術開発、新市場開拓等のイノベーションを推進していくためには、異業種連携や異なった業態による組合間連携による取組みが効果的である。こうした取組みを行う組合に対する助成措置を強化する必要がある。

2. 海外の市場・販路開拓に対する支援の強化

中小企業により構成されている多くの産地・地場産業の製品は、海外市場から、日本文化に裏打ちされた高品質な製品として評価されている。

産地組合等が中心となって実施する海外市場展開活動に対して支援を行うことによって、総合的・横断的な海外展開を円滑に進めていく必要がある。

また、ものづくり中小企業の発展のためには成長著しいアジア等の市場を開拓することが急務である。

3. ものづくり中小企業の人材育成・確保対策に対する支援

日本の国際競争力を支えているのは、多くのものづくり中小企業の技術力と信頼性の高さにある。しかし、個々の中小企業では、費用や講師、設備等の制約により有効な研修が実施し得ない状況にあり、ものづくり中小企業の

次世代の人材養成は喫緊の課題となっている。

そのため、組合等連携組織などを通じて、ものづくり人材を育成する支援事業を継続して実施する必要がある。

4. 農商工連携等に関する人材育成に対する支援

地域経済を復興させるに当たって、地域の中核をなす農林漁業者と中小事業者の連携という、いわゆる「農商工連携」のスキームは有効に機能するものと考えられる。戦略的に農商工連携を展開する核となる人材を育成確保することを目的とした事業を継続して実施する必要がある。

5. 企業組合による創業の支援

近年、少子高齢化やまちづくり、環境保護などの様々な地域的・社会的課題をビジネスの手法をもちいて解決しようとするコミュニティビジネスやソーシャルビジネスに対する期待が増している。

こうした活動を担い、地域における働く場を確保するため有効となるのが企業組合である。このような機能を有する企業組合のスタートアップを促進するため、企業組合の資本等の充実、法人税等の減免を図る支援などを行う必要がある。

6. 地域中小企業等の人材確保・定着に対する支援

中小企業等は、①採用活動や従業員教育に資金や人手をかけられない、②単独では大学等と恒常的な関係を築くのが困難、③自社の魅力が上手く若手人材に伝えられないなどにより、若手人材確保・育成が困難な状況にある。

また、若者の離職率の高さが、中小企業等において採用に要するコストや人手をかけることを躊躇させる要因の一つになっている。

そこで、地域の中小企業等の人材確保及び定着を図るため、中小企業団体中央会・組合が、教育機関等との連携により、大学等と学生の日常的な関係づくり、豊富な企業情報を活かしたマッチング、地域全体での人材育成・定着の促進事業等に取り組むことが必要である。

7. 中小企業連携組織対策予算の拡充

中小企業団体中央会は、組合等連携組織を通じて中小企業の経営基盤の強化を図るため、国の中小企業施策の中心を担ってきた。しかしながら、中央会の事業活動の根幹となる中小企業連携組織対策事業予算について、三位一体改革による税源移譲により、その予算に関わる都道府県向けの国庫補助金が廃止され、平成18年より全て都道府県の裁量に委ねられている。このた

め、都道府県中央会に対する予算措置に温度差が生じている。とりわけ、平成23年度の一部中央会に対する連携組織化対策事業補助金が全廃されるなど、全国的・一体的に推進することが効果的な連携対策の円滑な推進に支障を来している。

中央会が、中小企業等協同組合法に規定された事業を毎年度確実に遂行し、組合等連携組織を通じた中小企業振興を継続して実効あるものにするためにも、国及び都道府県は、組合等連携組織を通じて中小企業の活性化に取り組んでいる中央会の事業費及び人件費について、十分な予算措置を講じるべきである。

3. 公正な競争環境の整備、官公需対策の強化

【要望事項】

1. 優越的地位の濫用や不当廉売などの違反行為に対して一層積極的かつ迅速に対処すること。
2. 差別対価に関する運用指針を早急に作成し厳正に適用するとともに、大手スーパー・量販店の巨大化を踏まえた適正な競争ルールを確立すること。
3. 不公正取引の影響が顕著な業種について、新たに不当廉売や優越的地位の濫用等に関する業種別ガイドラインを作成すること。
4. 取引の適正化及び下請事業者の自立化に向けた相談体制の強化を行うこと。
5. 国等は、「中小企業者に関する国等の契約の方針」で示した中小企業向け官公需発注目標金額及び目標割合を上回る契約実績を確保するとともに平成24年度の契約金額を大幅に増額すること。
6. 官公需適格組合制度を推進し、官公需適格組合の受注機会の増大を図ること。公共調達手法の多様化を図る場合には、中小企業者の事業環境に悪影響が生じることのないよう特段の配慮を行うこと。
7. 公共調達にあたっては、採算性を度外視した低価格入札が行われることがないようにすること。地域の建設、設置工事等については、分離・分割発注が行われるよう努めるとともに一括調達を行う場合には、適切な調達品目の分類化を行い、地域中小企業が十分対応できるよう配慮すること。

【背景・理由】

1. 優越的地位の濫用・不当廉売等への対処

平成21年11月、公正取引委員会に「優越的地位濫用事件タスクフォース」が設置されて以降、優越的地位の濫用行為に係る「注意」件数は増加しているものの、量販店などによる不当な返品や値引き要請などの不当行為はあつとを絶たない。中小企業に不当な不利益を与える優越的地位の濫用や不当廉売は、「注意」を受けたにもかかわらず、同じ事業者によって繰り返されることも多いことから、「注意」に該当する行為を繰り返す場合は、より重い処分を行うなど一層積極的に対処する必要がある。

2. 差別対価に関する運用指針の作成

改正独占禁止法により課徴金の対象となった行為類型の中で、「差別対価」については未だ運用指針が示されていないため、早急に作成し厳正に適用する必要がある。

また、家電製品については「中小小売店の仕入価格」より「量販店の販売価格」の方が安くなっていたり、石油製品については「系列販売店の仕入価格」より「無印販売店の販売価格」の方が極端に安くなっているような状況が見られる。このような事態は中小小売店の存在自体を脅かすものであり、取引数量の違いなどコスト差に基づく対価の違いとして片付けることはできない。

このため、巨大化する大手スーパー・量販店の価格政策が中小小売店の存在を脅かすことのないよう、建値（標準卸売価格）やリベートのあり方を含めて適正な競争ルールを確立する必要がある。

3. 公正な競争を確保する業種別ガイドラインの作成

業種ごとの取引実態を踏まえた「不当廉売、差別対価等への対応について」の業種別ガイドラインは、不公正な取引方法に該当する場合を明示しており、違反行為の抑止効果をもっている。特に、不公正な取引による影響が顕著に見られる「醤油、味噌、豆腐等の日配品製造」、「米穀卸売」、「牛乳販売」などの業種については新たにガイドラインを作成する必要がある。

さらに、「醤油、味噌、豆腐等の日配品製造」、「米穀卸売」などの優越的地位の濫用が著しい業種については、新たに「優越的地位の濫用」の業種別ガイドラインを作成し、公正な競争を確保する必要がある。

4. 下請取引の適正化及び相談体制の強化

円高等により下請事業者の経営が深刻化している。円高メリットの還元と称し一方的な値下げの強要などが起こらないよう円高関連の取引の適正化に向けた監視の強化が必要である。

また、下請事業者の自立化に向けて、研究機関、大企業、海外の営業拠点・大学等との新たな連携を通じて、従来と異なる取引関係を構築していくことが重要である。下請取引の適正化に加えて、下請事業者の自立化に向けた助言を行う相談体制を強化する必要がある。

5. 中小企業向け契約金額の大幅増額

国等は、平成23年度における国等の契約のうち、官公需予算総額に占める中小企業向け契約の目標金額を約3兆7,915億円、目標比率を56.2%

とすることを閣議決定した。国等は、震災の復旧・復興に向けて、その目標を超えるよう取り組む必要がある。

また、地域の雇用情勢にかんがみ、公共調達における中小企業の活用を重視し、官公需に占める中小企業者向け契約金額を大幅に増やす必要がある。

6. 官公需適格組合の受注機会の増大

官公需適格組合は、官公需の共同受注体制が整備されていることを中小企業庁が証明している組合であることから、法令で認められている随意契約制度を積極的に活用するなどにより、官公需適格組合の受注機会の増大を図る必要がある。

官公需適格組合の入札参加資格の登録に当たって、国においては、組合員の実績を合算して組合実績とする「総合点数算定特例制度」が採用されているが、地方公共団体においても同様の制度の導入を推進し、受注機会の増大を図る必要がある。

また、物品や資材の政府調達に際し、インターネット上で何度も入札できる「競り下げ方式」（リバースオークション）など新たな調達・契約手法の多様化を図る場合には、中小企業者の事業環境に悪影響が生じることのないよう特段の配慮を行うべきである。

7. 公共調達における公正な競争の確保

官公庁の入札に際して、人件費率が高い役務契約をはじめとして、著しい低価格による落札が行われている。採算性を度外視した低価格入札は「不当廉売」とも言えるものであり、低入札価格調査制度の積極的かつ適切な運用によって改善する必要がある。また、地域の建設、設備工事等については、極力分離・分割して発注が行わるよう一層努める必要がある。さらに、一括調達を行う場合には、適切な調達品目の分類化を行い、地域中小企業が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定等に配慮する必要がある。

4. 万全な資金繰り対策の継続及び中小企業金融機能の拡充

【要望事項】

1. 万全な資金繰り対策の継続

- (1) 東日本大震災復興特別貸付・緊急保証をはじめとする震災関係の中小企業金融支援施策を平成24年度においても利用できるよう予算措置を講じ、取扱期限を延長すること。
- (2) 資金繰り対策をはじめ震災復興支援策が被災地に加えて被災地以外にも支援対象を拡大すること。
- (3) セーフティネット保証の認定要件の拡大、取扱期限を延長すること。
- (4) 中小企業金融円滑化法をさらに1年間延長すること。
- (5) セーフティネット貸付けの取扱期限を延長すること。

2. 中小企業金融機能の拡充

- (1) 公的金融機関である商工中金や日本政策金融公庫の役割、機能が引き続き発揮されるよう十分な措置を講じること。
- (2) 中小企業倒産防止共済金の貸付を受けた者について、貸付時に共済金額の10分の1を控除することになる貸付制度を見直し、共済加入者の負担を軽減すること。
- (3) 不動産担保や人的保証に過度に依存しない融資慣行をより一層、普及・推進すること。
- (4) 信用組合等協同組織金融機関に適用されている税制上の貸倒引当金の割増特例措置について恒久化すること。
- (5) ゆうちょ銀行のあり方については、協同組織金融機関の現場や中小企業の金融の円滑化に無用の混乱を来たさぬよう十分な配慮と必要な措置を講じること。

【背景・理由】

1. 資金繰り対策の継続

(1) 東日本大震災復興特別貸付、緊急保証の延長

震災被害対策として特別貸付制度、緊急保証が創設され、中小企業の資金繰り対策について商工中金等が支援措置を講じているところであるが、復興には相当の時間を要することから、来年度以降もそれら支援策の取扱いを継

続する必要がある。

(2) 被災地以外の震災支援策の拡大

被災地以外の地域でも消費の低迷、観光・イベントの自粛、放射能の風評被害など厳しい経営を余儀なくされている中小企業も少なくない。資金繰り対策の要件は被災地以外にも拡大するべきである。

(3) セーフティネット保証の要件拡充、期限延長

保証協会のセーフティネット保証は、中小企業をサポートするための政策の柱として最も重要なものの1つである。情勢に応じ要件の拡充（保証枠及び無担保保証枠、融資枠、対象業種の拡大）、さらには保証料率や貸付金利の引き下げ、取扱いの期限延長を行うなどH24年度においても安定的な資金繰り対策を講じる必要がある。

(4) 中小企業金融円滑化法の期限延長

中小企業金融円滑化法が施行され、金融機関は中小企業の条件変更に対しコンサルティング機能を発揮しつつ経営支援を行うこととなった。しかしながら、震災の影響、円高等により依然中小企業者の資金繰りが厳しい状況が続いていることから、円滑化法の期限をさらに1年間延長する必要がある。

(5) セーフティネット貸付の取扱期限延長

景気が持続的かつ安定的と確認できるまでは、震災特別貸付と同様、日本政策金融公庫が取り扱っている「セーフティネット貸付」についても取扱期限の延長が必要である。

2. 中小企業金融機能の拡大

(1) 公的金融機関等の機能の維持・強化

商工中金が中小企業に対する危機対応業務を担う指定金融機関として、その役割や公的金融機関としての機能を引き続き発揮できるよう十分な措置を講じる必要がある。商工中金の完全民営化は、平成27年4月から概ね5年後から7年後をめどに延期されたが、引き続き柔軟な融資姿勢が可能となるよう機能の維持・強化を講じる必要がある。

また、日本政策金融公庫は、中小企業金融にかかわる公的金融機関として、今般の東日本大震災においても復興特別貸付等迅速に対応し中小企業にとって頼りになる重要な金融機関である。引き続き政策金融及びセーフティネット面で重要な役割を果たせるよう機能を維持・強化する必要がある。

(2) 倒産防止共済の貸付制度の見直し

中小企業倒産防止共済制度の貸付を受けた際に、共済金貸付額の10分の1に相当する額が掛金総額から権利消滅する。10%分の消滅は、現在の金

利情勢と大幅に乖離している。加入者の負担を軽減する観点から、見直すべきである。

(3) 不動産担保や人的保証に過度に依存しない融資慣行の普及

流動資産担保融資保証制度（A B L）、売掛債権担保融資等、不動産担保や人的保証に過度に依存しない融資形態は構築されているものの、さらなる普及・推進に向けた取組みを行うべきである。

また、第三者保証についても、金融庁が「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を発表し、原則求めることはしないと明記しているが、実効を図るべきである。

(4) 協同組織金融機関に適用される貸倒引当金の割増特例措置の恒久化

信用組合をはじめとする協同組織金融機関は、相互扶助の理念の下、地域中小企業の要請に積極的に応えられるように、経営体質の強化、信用基盤の確立についても全面的に支援を行うことが必要である。円滑な資金供給を確保するためにも、協同組織金融機関に適用されている税制上の貸倒引当金の割増特例措置について恒久化することが必要である。

(5) ゆうちょ銀行のあり方

実質的に政府の関与が続くゆうちょ銀行の預入限度額の引上げや貸出業務への進出等業務範囲の拡大は、地域金融において競合関係にある信用組合をはじめとする地域金融機関にとって大きな脅威となる。ゆうちょ銀行のあり方については、協同組織金融機関の現場や中小企業の金融の円滑化に無用の混乱を来たさぬよう十分な配慮と必要な措置を講じる必要がある。とりわけ、被災地の信用組合については、特段の配慮と十分な支援を行う必要がある。

5. 国内産業を活性化させる中小企業関係税制の拡充

【要望事項】

1. 社会保障と税の一体改革に伴う消費税の引上げについては、中小企業の納得と理解を得ながら慎重に検討すること。
2. 中小法人及び中小企業組合の法人税の軽減税率を11%以下に引き下げ、適用所得金額を撤廃すること。
3. 年度末に期限が到来する軽油引取税の免税措置を延長すること。
4. 個人事業者の所得税の負担軽減を図ること。
5. 立地競争力の強化を図る税制措置を拡充すること。
6. 中小企業の欠損金の繰戻還付期間を前3年に拡充し延長すること。また、欠損金の繰越控除期間を無期限化すること。
7. 中小企業の海外展開を支援する税制措置を拡充すること。
8. 環境・新エネルギーへの取組みを促進する税制を強化すること。
9. 印紙税を廃止すること。
10. 中小企業の円滑な事業承継に資する資産課税の見直し等を行うこと。
11. 利子税、延滞税に係る負担軽減を図ること。
12. 団地組合の組合員の倒産等により、団地内不動産を一時取得する場合の登録免許税及び不動産取得税について減免措置を講じること。
13. 風評被害にあって売上が著しく減少している旅館・ホテル等の固定資産税の減免を行うこと。
14. 寄附金制度の拡充を図り、震災復旧、復興等のための寄附金の控除対象団体に中小企業団体中央会及び組合を認めること。
15. 次の租税特別措置の拡充・延長・恒久化を図ること。
 - (1) 中小企業投資促進税制について、適用対象資産を拡大するとともに、恒久化すること。
 - (2) 中小企業等の貸倒引当金の特例（中小企業組合等に対する割増し措置）を恒久化すること。
 - (3) 中小法人における交際費課税の特例を拡充・延長すること。
 - (4) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度を拡充・恒久化すること。
 - (5) 特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例を恒久化すること。
 - (6) 公害防止用設備の特例措置を延長すること。

- (7) 企業立地促進税制を延長すること。
- (8) 事業再生に係る不動産取得税及び登録免許税の軽減措置を延長すること。
- (9) 商工中金の抵当権設定登記に係る登録免許税、事業税の軽減措置を延長すること。

【背景・理由】

1. 社会保障と税の一体改革に伴う消費税

社会保障制度の持続可能性を担保するために、消費税の引上げに向けて検討することは容認できるが、消費税の引上げは、デフレが続く我が国経済において個人消費の冷え込みを増幅し、増税分の価格転嫁が困難な下請企業、小売業等を中心に中小企業に負担を強いることから、引上げの時期・税率、事務負担等の条件について、中小企業の意見を十分反映して検討するべきである。

2. 中小法人・中小企業組合の軽減税率

中小法人・中小企業組合の法人税の軽減税率を国際的な水準である11%以下に引き下げ、さらに適用所得金額を撤廃し、中小企業組合の負担を軽減することによって、企業集積・産業集積の維持を図る必要がある。

3. 軽油引取税の免税措置

免税措置の対象となっている業種の生産・製造工程等において、軽油はフォークリフトなどの動力機械の燃料として幅広く使われている。

軽油引取にかかる課税免税措置が期限切れによって廃止された場合、多岐にわたる中小企業の経営に多大な影響をもたらし、製品等の安定供給に支障をきたすことから、同免税措置を延長することが必要である。

4. 個人事業者の所得税軽減

中小法人の軽減税率の引下げに合わせて、個人事業者の負担を軽減するため、所得税を軽減するべきである。

5. 立地競争力強化を図る税制

円高の進展に伴い、国内産業における国際的な立地競争力を強化する必要がある。特に、国内に留まる中小企業を支援するため、固定資産税、都市計画税、法人事業税・法人住民税の軽減措置を講じるべきである。

また、国内の新規投資を促進するため、償却資産に対する固定資産税の軽減を図る必要がある。

6. 欠損金の繰戻還付及び繰越控除

本来、所得と欠損は通算するべきものであることから、中小企業の欠損金の繰戻し還付期間を前3年に拡充する必要がある。また、欠損金の繰越控除期間は現在7年間の繰越しが可能となっているが、これを無期限化するべきである。

7. 海外展開を支援する税制

人口減少に伴う国内市場の縮小、震災からの復興に対応するため、中小企業の輸出等の海外展開を推進し、アジア諸国の活力を取り込んで成長していくことが必要である。海外市場の販路開拓に係る費用等の税額控除措置の創設、中小企業における外国子会社からの受取配当金を全額益金不算入とするなどの税制措置が必要である。

8. 省エネルギー・新エネルギーを促進する税制

電力不足問題が長期化する中、省エネルギー・新エネルギーに係る研究開発、再生可能エネルギー発電設備等の投資に対して大胆な促進支援税制を創設するべきである。特に、再生可能エネルギーの全量買取制度の導入に際しては、最大限に導入の効果を高めるための税制措置を講じる必要がある。

9. 印紙税の廃止

電子商取引が増加する中で、課税文書の判断が難しいこと、一取引について何重にも課税されること等の問題があることから、印紙税は廃止すべきである。

10. 事業承継にかかる資産課税の見直し等

中小企業の事業継続のための資産に対する相続税・贈与税の非課税枠の大幅拡充による生前の再分配機能の拡大など円滑な事業承継に向けて、資産課税の抜本的な見直しを行うべきである。

また、中小企業の事業承継税制については、適用要件を緩和する必要がある。

11. 利子税、延滞税に係る負担軽減

利子税、延滞税は昨今の低金利に鑑み余りに高利率であるため、利率を軽減するべきである。また、延滞税の軽減割合の適用期間（2カ月）は拡大するべきである。

12. 団地組合の団地内不動産の一時取得に係る登録免許税等の減免措置

団地組合の組合員の倒産等により、組合が団地内不動産を一時取得する場合の登録免許税及び不動産取得税については、団地としての機能を一時的に保持するために行うものであることから、減免措置を講じるべきである。

13. 風評被害による旅館・ホテル等の固定資産税の減免

風評被害により、旅館・ホテル等の売上は激減しており、固定資産を維持することにも困難な状況にあることから、減免措置を講じる必要がある。

14. 寄附金制度の拡充

この度の震災において中小企業団体中央会に対し、組合に加入する中小企業から被災地の中小企業の震災復旧・事業再建のために多くの義援金が寄せられた。組合の復旧、復興を支援する中央会及び組合に対して、寄附金控除対象団体の適用を認めるべきである。

15. 租税特別措置の拡充・延長・恒久化

国内産業の空洞化を回避するために、中小企業の設備投資等の促進等、とりわけ次の（１）以下の取組みを税制面から支援していく必要がある。

（１）中小企業投資促進税制の拡充・恒久化

中小企業投資促進税制は、機械・設備投資やIT投資等幅広い設備を対象としているが、空洞化対策、震災対策の観点から、中古設備や検査機器等の対象資産をさらに拡充し、恒久化するべきである。

（２）中小企業等の貸倒引当金の特例の恒久化

経営基盤の脆弱な組合の取引先の倒産は、組合員の経営に甚大な影響を及ぼすことから、中小企業等の貸倒引当金の特例（中小企業組合等に対する割増し措置）は恒久化する必要がある。

（３）交際費課税の特例の拡充・延長

現行の交際費課税の特例は、600万円以下の90%の損金算入となっている。中小企業は、取引先との関係を維持するための交際費は必要な費用であることから、事業活動に必要な交際費は、全額損金算入するとともに適用期限を延長するべきである。

（４）少額減価償却資産の特例の恒久化等

中小企業が30万円未満の償却資産を取得した場合の損金算入特例措置は、中小企業の事務負担軽減のためによく活用されていることから、恒久化を図るとともに、固定資産税の少額償却資産についても同様に免除措置を講じる必要がある。

(5) 特定事業用資産の買換え特例の恒久化

特定事業用資産の買換え等の特例措置は、中小企業の新規投資を後押しするものであることから、恒久化する必要がある。

(6) 公害防止用設備の特例の延長

中小企業が、年々強化される環境規制に適切に対応できるよう、中小企業の公害防止用設備投資に係る特例措置を2年間延長する必要がある。

(7) 企業立地促進税制の延長

企業立地促進税制は、今年度末で適用期限が到来することから、産業の集積化による地域経済の活性化を図るため、延長する必要がある。

(8) 事業再生支援税制の延長

地域の雇用確保の観点から、中小企業の再生・継続の取組みを支援していくべきであり、産活法の中小企業承継事業再生計画に基づき、「第二会社方式」を活用し事業再生を図る場合の会社分割又は事業譲渡における登録免許税、事業譲渡における不動産取得税を軽減する措置の延長を図るべきである。

(9) 商工中金への税制措置の延長

中小企業及び中小企業組合にとって商工中金の果たす役割は非常に大きいものがある。商工中金の抵当権設定登記に係る登録免許税及び事業税の軽減措置は延長する必要がある。

6. 社会保障制度の見直し

【要望事項】

1. 社会保障制度の見直し

- (1) 社会保障制度の見直しに当たっては、中小企業の経営実態や意見を踏まえ、過度な事業主負担とならないよう配慮すること。
 - (2) 厚生年金・健康保険の保険料の安易な引上げは行わないこと。
 - (3) 厚生年金・健康保険の適用対象の範囲拡大については、短時間労働者の雇用への影響等を踏まえて慎重に検討すること。
 - (4) 全国健康保険協会（協会けんぽ）管掌健康保険の国庫補助率を上限である20%まで引き上げること。
- #### 2. 適格退職年金制度の契約者を円滑に移換させるため、特定退職年金制度を移換先として認め、早急な法的整備を図り適格退職年金制度からの非課税移換を実現すること。

【背景・理由】

1. 社会保障制度の見直し

(1) 社会保障制度改革に当たっての中小企業への配慮

社会保障制度は、国全体として考えなければならない大きな問題であり、医療・介護及び年金の各分野の充実を図る一方で、負担増大を抑制するため、重点化・効率化・経費削減等を行う必要がある。

政府では、社会保障の安定財源確保を図る見地から消費税の引上げによる税制抜本改革の実施と併せ、社会保障制度改革を実施することとしているが、社会保障制度改革とそれに伴う税制改革については、中小企業の経営実態や意見を踏まえ、過度な事業主負担とならないように、その内容、開始時期等について十分に配慮することが必要である。

(2) 社会保険料の安易な引上げ反対

労使折半である厚生年金、健康保険料の引上げは、中小企業の福利厚生費の増大につながり、雇用の縮小や企業活力の維持・発展を阻害する要因である。厚生年金、健康保険料の安易な引上げを行うのではなく、年金、医療・介護にかかる支出費用を見直し、経費削減に努めることが必要である。

(3) 厚生年金・健康保険の適用対象の範囲拡大の慎重な検討

厚生年金・健康保険の適用対象に短時間労働者を加えることは、特に多くの短時間労働者を雇用している中小企業にとって、保険料負担の増大につながり経営を圧迫することとなり、雇い止めの増加など雇用の縮小につながる懸念される。また、短時間労働者にとっても可処分所得の減少になり、働き方の変更等が起こることが懸念される。

厚生年金・健康保険料の適用対象の範囲拡大については、短時間労働者の雇用への影響、短時間労働者が多く就業する企業への影響等に配慮して慎重に検討することが必要である。

(4) 健康保険（協会けんぽ）の財政安定のための支援

景気の低迷と医療費の増加傾向が続く中、協会けんぽの財政は悪化し、保険料率が2年連続で大幅に引き上げられている。健保組合等との保険料率の格差は拡大し、中小企業の経営や雇用に大きな影響を及ぼしている。

安定的な財政運営による協会けんぽの保険者機能の強化を図るとともに、中小企業及び従業員の負担増につながらないように、国庫補助率を健康保険法本則で定められた上限である20%へ引き上げることが必要である。

2. 適格退職年金の非課税移換の実現

適格退職年金制度に関する掛け金や運用収益の非課税優遇措置は、平成24年3月に廃止される。適格退職年金の多くの契約者を他の退職年金制度に円滑に移換させるためには、特定退職年金制度を移換先として認め、早急な法的整備を図ることで非課税移換を実現させることが必要である。

7. 中小企業の実態を踏まえた労働・教育対策の推進

【要望事項】

1. 中小企業に配慮した労働関係法令の見直し
 - (1) 有期労働契約に係る関係法令の見直しに当たっては、多様な雇用・就業の場を確保する有期労働契約の機能、中小企業の雇用実態や意見を踏まえて検討すること。
 - (2) パートタイム労働法令の見直しに当たっては、中小企業のパートタイム労働者の雇用実態や意見を踏まえて検討すること。
 - (3) 高年齢者雇用に関する関係法令の見直しに当たっては、定年年齢の引上げを強制するのではなく、現状の高年齢者雇用確保措置を維持するとともに、中小企業の雇用実態や意見を踏まえて検討すること。
2. 最低賃金の設定については、経済情勢、雇用動向、中小企業の生産性の向上の進展状況等を踏まえた上で行うこと。特定最低賃金は、地域別最低賃金に屋上屋を架するものであり、早急に廃止すること。
3. 雇用保険制度の機能強化
 - (1) 雇用保険制度の安定的な運営のため、国庫負担割合を本則どおり原則4分の1に復帰させること。
 - (2) 雇用保険二事業については、引き続き関係コストの削減をはじめ、給付内容の見直し、業務全体の改革推進等の抜本的な見直しを行うこと。
4. 国による職業訓練機能の充実・強化
 - (1) 雇用吸収力のある分野への円滑な労働移動を促進する見地から、国による失業者等に対する職業訓練の強化・充実を図ること。
 - (2) 中小企業の従業員の能力開発への体系的支援、地域産業を支えるものづくり等の技能者の育成、中小企業の技術・技能継承への支援を強力に推進すること。
5. ワーク・ライフ・バランスの推進
 - (1) 中小企業のワーク・ライフ・バランス推進のため、専門家によるアドバイスや各種助成制度の整備・拡充、税制・金融面での優遇措置など中小企業の実情に応じた支援策を講じること。
 - (2) 「次世代育成支援対策推進センター」への支援策の強化を図ること。
 - (3) 改正育児・介護休業法の完全施行に向けて、中小企業に対し適正な制度運用を行うための周知徹底を図るとともに、中小企業の実情に十分配慮した支援を行うこと。

- (4) 中小企業が共同で設置あるいは商店街等が設置する保育施設について助成・支援を行うこと。
- 6. 中小企業における障害者雇用の推進
 - (1) 中小企業の実情に応じた障害者雇用施策の推進を図ること。
 - (2) 障害者雇用に積極的に取り組む中小企業への各種支援策の充実と社会的な評価の仕組みづくりを行うこと。
- 7. 若年者や年長フリーター等の就業支援策について、より一層の広報活動を展開するとともに、中小企業の人材確保・定着のため関係機関の連携を図ること。
- 8. キャリア教育・職業教育の実施に当たっては、学校教育の各課程において一貫した教育を行うとともに、関係省庁が一体となって教育機関と中小企業の連携を推進すること。
- 9. 外国人技能実習制度の見直し
 - (1) 外国人技能実習制度について、受入れ対象業種の拡大、団体監理型における事業協同組合等の組合員の受入れ人数枠の拡大を行うこと。
 - (2) 外国人技能実習生の厚生年金保険、雇用保険の加入については、特例措置を設けて全額免除すること。

【背景・理由】

1. 中小企業に配慮した労働関係法令の見直し

(1) 有期労働契約に係る関係法令の整備

現在、労働政策審議会では有期労働契約のあり方について議論されているが、有期労働契約は労使双方にとって、多様な雇用・就業の場を確保するという機能を有している。入口・出口規制などを行うことは、良好な雇用機会を失わせることになりかねない。今後の検討に当たっては、中小企業の雇用実態や意見を踏まえて検討することが必要である。

(2) パートタイム労働法令の見直し

中小企業にとってパートタイム労働者は重要な労働力となっている。一方、短時間労働は、様々な事情により就業時間に制約がある労働者にとっても従事しやすい働き方として受け入れられている。

労働政策審議会ではパートタイム労働法令の見直しについて議論されているが、中小企業におけるパートタイム労働者の多様な就業実態及び雇用管理の実態や中小企業からの意見を踏まえて検討することが必要である。

(3) 今後の高年齢者雇用に関する関係法令の見直し

平成25年4月以降、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に65歳まで引き上げられる。労働政策審議会では雇用と年金が接続できるよう定年年齢の引上げ等の議論が開始されたが、見直しに当たっては中小企業の雇用実態や意見を踏まえて検討することが必要である。

2. 中小企業の実情を踏まえた最低賃金の設定

最低賃金については、中小企業の経営環境、雇用情勢、支払い能力に配慮し、中小企業の生産性の向上の進展状況を踏まえ、公労使の協議による審議会方式での検討を重視すべきである。

地域別最低賃金制度が全国的に整備・適用されている今日では、これに屋上屋を架する特定最低賃金は早期に廃止すべきである。

3. 雇用保険制度の機能強化

(1) 雇用保険法本則どおりの国庫負担

雇用保険の国庫負担については、平成22年度の法改正により当面の雇用保険制度の安定的運営を確保するため、3,500億円の一般財源が投入されたところであるが、雇用における国の責任を明確にするとともに安定財源を確保する観点から、本則どおり原則4分の1に復帰することが必要である。

(2) 雇用保険二事業の事業費管理の徹底と見直し

主に事業主の負担する雇用保険を財源とする雇用保険二事業は、特に雇用調整助成金等が中小企業の雇用の安定を図る上で重要なセーフティネットとなっている。一方、財政状況は危機的状況にあり、これまでのPDCAサイクルによる目標管理を徹底強化することはもとより、事業費全体の絞り込みを図る必要がある。

4. 国による職業訓練機能の充実・強化

職業訓練制度は、雇用政策や経済政策と一体的に運用されるべき国の根幹をなす重要な政策である。国の戦略・方針の下に、地域の特性やニーズを反映しつつ、全国津々浦々、安定的・持続的な職業訓練の実施が必要である。

このため、今後とも、職業訓練機能の根幹部分は国が維持し、さらなる充実強化を図ることが必要である。

5. ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

現下の極めて厳しい経営環境において、中小企業におけるワーク・ライ

フ・バランスを推進するため、事業主に対する一層の周知啓発や、専門家による具体的なアドバイス、各種助成制度の整備・拡充により、取組み支援を行う必要がある。また、積極的に取り組む中小企業に対しては、税制・金融面での優遇措置、公共事業入札への評価などを一層充実させるなど、中小企業の実情に応じた総合的な支援策が講じられるべきである。

(2) 次世代育成支援対策推進センターに対する支援強化

一般事業主行動計画の届出数は、法律で対象とされている従業員101人以上の中小企業においても8割を超え、格段に増加している。引き続き、対象企業も含めた中小企業における自発的取組みを後押しするため、「次世代育成支援対策推進センター」が地域の企業に対する支援機能を一層発揮できるよう、支援策の強化を図る必要がある。

(3) 中小企業に対する改正育児・介護休業法の周知徹底

改正育児・介護休業法は、平成22年6月より段階的に施行されてきたが、平成24年7月には従業員100人以下の中小企業にも適用されることから、適正な制度運用を行うための周知を継続して行うとともに、中小企業の実情に十分配慮することが必要である。

(4) 共同保育施設への支援強化

仕事と家庭の両立支援のためには、子育てのための保育施設の増設・サービス強化が重要である。そのため、中小企業が共同で設置、あるいは商店街等が設置する保育施設について、積極的な助成・支援を行う必要がある。

6. 中小企業における障害者雇用の推進

(1) 中小企業における障害者雇用施策の展開

障害者雇用企業における障害者への「合理的な配慮」は、障害者個人の障害特性や程度、企業側の業種特性や支援人材・設備等の状況等によって、多種多様であり、今後の法改正やガイドラインの作成・適用等においては、企業に過度の負担が生じないように、実情に応じて実施されるべきである。

(2) 障害者雇用を行う中小企業への配慮

積極的な障害者雇用を行う中小企業に対して、金融・税制での優遇措置の充実を図るとともに、官公庁の入札における評価など支援策、仕組み作りの充実を行う必要がある。

7. 若年者・年長フリーター等の就業支援

社会問題化する若年失業者や年長フリーターの就業対策については、「有期実習訓練」や「実践型人材養成システム」等の活用によるキャリア形成支援と、ジョブカフェやトライアル雇用などによる就業支援など様々な施策が講

じられているが、若者・企業双方へこれらの制度があまり認知されていない。そのため、これらの制度の一層の周知が必要である。

他方、中小企業においても若年者の人材確保が重要な経営課題となっている。そのため、ジョブ・カード制度の活用、ハローワーク等における新規学卒者や職業訓練機関の卒業生等を地元中小企業へあっせんする機能の強化、新卒者応援プロジェクト等の一層の強化が必要である。若年者の就業支援策が中小企業の求める人材の確保・定着へと繋がるように、より一層の施策の周知及び関連機関の政策連携が必要である。

8. キャリア教育・職業教育の推進

少子高齢社会において、次世代を担う若者に対するキャリア教育・職業教育は重要な課題であり、学校教育課程の各段階で充実させる必要がある。そのためには、文部科学省を中心に関係省庁が連携し、一貫した仕組み作りによって、学生の職業観の醸成、創業・起業意欲を高める必要がある。

また、キャリア教育・職業教育の実施において、インターンシップや有期実習訓練など教育機関と中小企業の連携支援策を強化し、若者の地域中小企業への理解・関心を深めることが重要である。こうした取組みを継続的に実施し、地域経済を支える中小企業の人材不足の問題と就職困難な若者の増加というミスマッチの解消に繋げる必要がある。

9. 外国人技能実習制度の適正な見直し

(1) 外国人技能実習生の受入れ対象業種・受入れ人数枠の拡大

外国人技能実習制度は、技能実習生に我が国技能等の移転を図り、その国の経済発展を担う人材育成を目的としたもので、国際協力・国際貢献の重要な一翼を担っている。このため、受入れ対象業種の拡大、団体監理型における事業協同組合等の組合員の外国人技能実習生の受入れ人数枠を拡大すべきである。

(2) 雇用保険及び厚生年金の特例措置の創設

外国人技能実習生は最大3年間の滞在が許可され、雇用保険及び厚生年金の加入が義務付けられている。外国人技能実習生は、帰国時には厚生年金の脱退一時金を受け取ることが可能だが、その額は不十分で直接年金とは結びつかない。また、雇用保険の失業等受給が事実上不可能となっている。そのため、外国人技能実習生の雇用保険及び厚生年金の加入については特例措置を設けるべきである。

8. 商店街等及び中小小売商業の活性化支援の拡充

【要望事項】

1. 商店街・共同店舗等に対する支援の拡充
 - (1) 地域商店街活性化法による支援、「中小商業活力向上事業」及び「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業」を拡充すること。
 - (2) 買い物弱者の生活利便性を向上させる中小商業者等の取組みに対する支援を強化すること。
 - (3) 商店街等の空き店舗対策として起業に対する支援等を充実させるとともに、共同店舗の空きスペースの入居費や改装費等に対する助成制度を創設すること。
 - (4) 商店街等が負担する公共性の高い共同施設（アーケード等）の撤去・保守・修繕費用に対する助成制度を創設すること。さらに共同施設設置に係る資金を借り入れる際に、個人保証の免除等の弾力的運用を図ること。
 - (5) 都市機能を中心市街地に集約させるため、中心市街地に立地するマンションやオフィスビルを建設する場合等において、低層部分に商業機能を配置させるなど、業種・業態の適正配置を促進すること。
2. 大型店等に対する適正な規制・指導の強化
 - (1) 大規模集客施設の郊外開発行為に対して厳格かつ適正に対処するため、土地利用に関するゾーニングの条例やガイドラインの制定を促進すること。
 - (2) 大型店や大資本チェーン店、地権者などに商店街組合への加入や、地域交流、商店街活動及び社会貢献への積極的な協力を求める地域貢献条例等の制定を促進すること。
 - (3) CO₂の削減、節電、ワーク・ライフ・バランスの推進、犯罪の未然防止等の観点から、営業休日の減少や長時間営業などを行う大型店や大資本チェーン店に対して自粛指導を行うこと。

【背景・理由】

1. 商店街・共同店舗等に対する支援の拡充
 - (1) 現在、地域コミュニティを担う商店街等を活性化するために制定された「地域商店街活性化法」による各種支援や「中小商業活力向上事業」、中心市街地活性化のためのハード・ソフトにわたる各種の取組みに対して補助する「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業」などが実施されているが、

商店街等の極めて厳しい財政状況にかんがみ、さらなる事業の活用を促進するため、補助率の引上げを含めて予算の拡充や補助事業等に係る申請手続きの簡素化などが必要である。

- (2) 流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品等の日常の買い物が困難な地域が発生していることから、これら買い物弱者の日常生活の利便性を向上させるために、中小商業者等が取り組む事業に対して支援を強化する必要がある。
- (3) 商店街・共同店舗の魅力・利便性の向上のため、商店街等の空き店舗対策として、商店街等内での起業（出店）を促進させる支援等の充実や共同店舗の空きスペースの入居費や改装費等に対する助成制度の創設、商店街の公共性の高い共同施設（アーケード等）については、撤去・保守・修繕費用に対する助成制度を創設するとともに、資金の借入れの際の個人保証の免除の弾力的運用も必要である。

また、中心市街地に都市機能を集約させるために、中心市街地に立地するマンションやオフィスビルを建設する場合等において、低層部分に商業機能を配置させるなど、業種・業態の適正配置が必要である。

2. 大型店等に対する適正な規制・指導の強化

- (1) 大規模集客施設の出退店は地域に大きな影響を及ぼすため、地域が一体となって新しいまちづくりを進めていくには、地方公共団体が大規模集客施設の立地について適正に規制する必要がある。
- (2) 大型店やチェーン店の地域貢献については、日本チェーンストア協会等の4業界団体が地域貢献に関する自主ガイドラインを策定しているが、未だ各店舗への周知度が低く、業界団体に加入していない事業者も多い。このため、地方公共団体は地域貢献や商店街への加入を促進する条例・ガイドラインを制定し、大型店等に積極的な協力を求めていく必要がある。
- (3) 大型店や大資本チェーン店の営業休日の減少や長時間営業は、CO₂の削減や節電、ワーク・ライフ・バランスの推進に反する側面を持つものであり、深夜営業による犯罪の未然防止の観点からも、自粛を指導していく必要がある。

9. 中小流通業・サービス業振興対策の強化

【要望事項】

1. 中小流通業対策の強化

- (1) 中小商業振興法（仮称）を制定し、卸売業と小売業を一体として振興・育成すること。
- (2) 流通業務市街地整備法や都市計画法による業種制限等を緩和するとともに、卸団地内の空き店舗に対する支援を創設すること。
- (3) 市街地や商店街等の駐車違反取締り地区においては、積み卸し業務が可能な駐車スペースを確保するなど、業務に配慮した対策を講じること。
- (4) 中小運輸業の健全で安定した経営実現のための支援と合わせて、整合性ある高速道路の整備・利用政策を実施すること。

2. 中小サービス業対策の強化

- (1) 中小サービス業、生活衛生関係サービス業の一層の発展を図るため、人材育成支援の充実、金融・税制の整備、業種別団体を活用した中小サービス業対策の強化等を図ること。
- (2) 中小観光業による国際競争力の高い魅力ある観光地づくりや外国人観光客の誘致等への取組みに対して積極的に支援すること。

【背景・理由】

1. 中小流通業対策の強化

- (1) 中小卸売業及び卸商業団地は、流通構造の激変により極めて厳しい経営・運営を余儀なくされている。これらの変化に的確に対応するためには、広域化、品揃え形成能力の強化、物流機能の強化、情報システム化、リテール・サポートなどの経営課題に取り組むことと合わせて、卸売業と小売業が一体となって事業を展開することも有効である。そこで、卸売業と小売業を一体として振興・育成するために、中小商業振興法（仮称）を制定することが必要である。
- (2) 卸商業団地内の組合員が業態変更を行う場合、流通業務市街地整備法においては当該地区には流通施設しか設置できないため、組合員が業態変更や事業多角化をしても営業が続けられるよう、さらに、卸商業団地を核としたまちづくりの観点から商業施設や住居施設等の誘致を促進するため、流通業務市街地整備法の緩和が必要である。

都市計画法の業務地区の指定についても、同様の理由に加えて脱退した組合員の跡地に新規企業を誘致するに際して卸売業だけでは埋まらない現状にあることから、都市機能の中心市街地への集約を十分に考慮しつつ、一定の緩和が必要である。

以前から、倒産・廃業等による組合員の脱退により卸商業団地内に空き店舗が増えてきているが、団地機能の向上や資産の有効活用を図るための支援として、低利融資制度や補助事業の創設等の支援が必要である。その際、個人保証の免除や申請手続きの簡素化など利用しやすくする必要がある。

(3) 中小企業は資金的・人的に余裕がないため、駐車場や荷捌き場所の確保、正社員やアルバイト等の車両での常時待機など、大企業のような対応は難しい。このため、市街地や商店街等の交通量と積み卸し業務が多い地区においては、駐車違反の回避と安全作業の確保のため、積み卸し業務が可能な物流バリアフリーの駐車スペースを確保するための対策を講じる必要がある。

(4) 中小運輸業は、景気低迷による物量の減少、荷主からの値下げ要求、燃料価格の高騰等により、依然厳しい経営環境に置かれている。中小運輸業が健全で安定した経営を実現するためには、燃料に係る税率の見直しや低燃費車の導入支援などが必要である。

また、高速道路の整備と利用については、財源の確保と国民の適正な負担とともに、物流を担う中小運輸業の負担軽減の観点から、整合性ある政策を実施することが必要である。

2. 中小サービス業対策の強化

(1) 我が国サービス業の99%以上を占める中小サービス業の一層の発展のためには、若手を含む人材育成、金融・税制の整備などサービス業一般を対象にした支援のほか、サービス業の業種別組合・団体を活用したきめ細かな業種別振興対策が必要であり有効である。

(2) 「観光」は新成長戦略の戦略分野の1つであり、地域経済活性化にとって重要な役割を期待されているが、東日本大震災により外国人を含めて観光客は減少し、各地の観光関連産業は深刻な状況に置かれている。そのため、従前にも増して外国人観光客の誘致活動に積極的に取り組むとともに、国際競争力の高い魅力ある観光地づくりに向けて、ホテル・旅館のホスピタリティ向上のための施設整備や接客研修などソフト・ハード両面の充実が求められており、これら取組みに対して積極的に支援する必要がある。

第63回全国大会決議の概要～組合の絆を活かして～

中小企業は、東日本大震災や急激な円高などにより、デフレの更なる長期化、国内産業の空洞化の加速化など日本経済の先行きに大きな不安を抱いている。一刻も早く、震災復興と景気回復を実現し、経済とくらしを支える中小企業が、活力を取り戻し、持てる力を思う存分に発揮できるよう、下記の要望の実現を強く求める。

(震災からの復興)

I 東日本大震災からの復旧・復興の加速化

1. 津波・地震被害対策、被災中小企業・組合等の復旧支援の拡充
2. 東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束

〈組合を活用した復興事例〉

1. 仮設テントから商売を再スタートした共同店舗組合(岩手県)
2. 共同冷蔵保管倉庫を設置した水産加工組合(宮城県)
3. 帰宅困難者や緊急車両に優先・安定供給した石油商業組合
4. 放射性物質の測定業務を共同受注する協同組合(福島県)

(円高・空洞化対策)

II 円高・空洞化対策と国内立地企業への支援の強化

【円高・空洞化対策】

1. 円高・産業空洞化対策の迅速な実施

【組織を通じた支援】

2. 組合等連携組織対策の強化、中央会への支援の強化
3. 公正な競争環境の整備、官公需対策の強化

【事業環境の整備－金融・税制・社会保障－】

4. 万全な資金繰り対策の継続及び中小企業金融機能の拡充
5. 国内産業を活性化させる中小企業関係税制の拡充
6. 社会保障制度の見直し

【分野からの支援－労働・商業－】

7. 中小企業の実態を踏まえた労働・教育対策の推進
8. 商店街等及び中小小売商業の活性化支援の拡充
9. 中小流通業・サービス業振興対策の強化